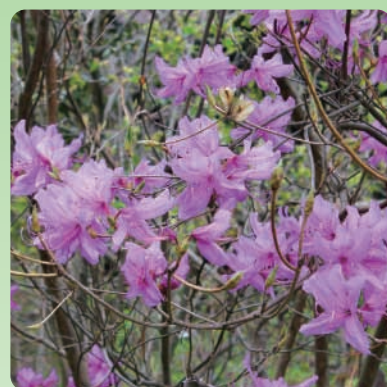
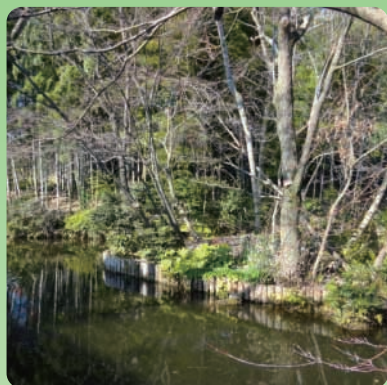


みんなが集い 憩いの場となる 魅力ある公園づくり

調布市公園・緑地機能再編指針



平成 27 年 4 月

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 指針についての基本的な事項の整理 | 1 |
| 1-1 指針の目的 | 1 |
| 1-2 指針の位置づけ | 1 |
| 1-3 指針の役割 | 4 |
| 1-4 対象公園・緑地 | 4 |
| 1-5 指針の見直し時期 | 4 |
| 第2章 調布市の地域特性の整理 | 5 |
| 2-1 調布市の概況 | 5 |
| 2-2 自然的条件 | 6 |
| 1) 地形(地質) | 6 |
| 2) 緑地の分布 | 7 |
| 2-3 社会的条件 | 9 |
| 1) 人口 | 9 |
| 2) 土地利用 | 13 |
| 3) 交通 | 14 |
| 4) 市民の生活圏 | 15 |
| 5) 文化財 | 17 |
| 6) スポーツ施設 | 18 |
| 7) 関連計画 | 19 |
| 第3章 現状と課題の整理 | 22 |
| 3-1 現状の公園・緑地整備状況の把握 | 22 |
| 1) 公園・緑地の整備状況 | 22 |
| 2) 公園・緑地の配置状況 | 23 |
| 3) 公園・緑地の面積規模 | 23 |
| 4) 公園・緑地の整備形態 | 24 |
| 5) 公園・緑地の誘致圏 | 25 |
| 3-2 利用者ニーズからみた改善点の把握 | 27 |
| 1) 公園等実態調査の実施 | 27 |
| 2) 公園の利用状況 | 27 |
| 3) 利用者ニーズ | 29 |
| 4) 利用者からの要望(通常業務におけるもの) | 34 |

| | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|-----------|
| 3-3 | 公園・緑地の機能別にみた配置状況の整理および地域特性の評価 | 35 |
| 1) | 公園・緑地の機能および評価項目 | 35 |
| 2) | 地域別に見た特性整理の方法 | 36 |
| 3) | 機能別の配置状況 | 43 |
| 3-4 | 公園・緑地の全般的な課題及び地域別課題の整理 | 56 |
| 1) | 公園・緑地の全般的な課題 | 56 |
| 2) | 地域別の課題 | 60 |
| 第4章 基本方針の設定 | | 62 |
| 4-1 | 公園・緑地機能の再編にあたっての基本的な考え方 | 62 |
| 4-2 | 公園・緑地機能再編の基本理念・基本方針 | 63 |
| 1) | 基本理念 | 63 |
| 2) | 基本方針 | 63 |
| 第5章 公園・緑地機能の再編の考え方に基づく配置方針 | | 65 |
| 5-1 | 機能別の配置方針 | 65 |
| 1) | 遊び型 | 65 |
| 2) | 健康づくり型 | 65 |
| 3) | スポーツ型 | 65 |
| 4) | 休養型 | 65 |
| 5) | 自然型 | 66 |
| 6) | コミュニティ型 | 66 |
| 7) | 防災 | 66 |
| 8) | 都市景観の形成 | 66 |
| 9) | 都市環境の保全 | 66 |
| 5-2 | その他の配置方針 | 67 |
| 1) | ボール遊び等ができる公園の配置 | 67 |
| 2) | 公園・緑地における喫煙・禁煙の設定 | 67 |
| 5-3 | 地域別の公園・緑地機能再編の方針 | 69 |
| 1) | 東部地域 | 69 |
| 2) | 西部地域 | 71 |
| 3) | 南部地域 | 73 |
| 4) | 北部地域 | 75 |
| 5-4 | 個別公園・緑地における再編の方針 | 77 |
| 1) | 基本的な考え方 | 77 |
| 2) | 再編の方針 | 77 |

| | |
|---------------------|----|
| 第6章 指針の推進に向けて | 79 |
| 資料編 | 80 |
| 1 公園・緑地一覧 | 80 |
| 2 公園・緑地の分布 | 89 |
| 1) 東部地域 | 89 |
| 2) 西部地域 | 90 |
| 3) 南部地域 | 91 |
| 4) 北部地域 | 92 |

第1章 指針についての基本的な事項の整理

1-1 指針の目的

調布市では、調布市緑の基本計画（平成23年3月改定：以下、「緑の基本計画」という。）に基づき公園・緑地の整備を進めていますが、地域によって公園・緑地の整備状況に差異が生じており、公園・緑地を適正に配置していくことが必要となっています。また、利用者の年齢やライフスタイルをはじめとする社会情勢は大きく変化しており、公園・緑地に求められる機能が変化しているため、公園・緑地の持つ機能を適切に把握し、地域ニーズに合わせた整備を行っていくことが必要となっています。

そこで、調布市では、地域ニーズに即した公園・緑地のあり方と公園機能の再編（公園機能の分散配置）について調査検討を行い、公園・緑地の適切な整備を推進していくことを目的として調布市公園・緑地機能再編指針（以下、「本指針」という。）を作成しました。

1-2 指針の位置づけ

本指針は公園・緑地についての指針であることから、公園・緑地を含む緑全体についての計画である緑の基本計画を上位計画として、緑の基本計画に定められた公園の配置方針に従って本指針を作成しています。また、調布市総合計画、都市計画マスタープラン等の上位・関連計画との整合を図るものとします。

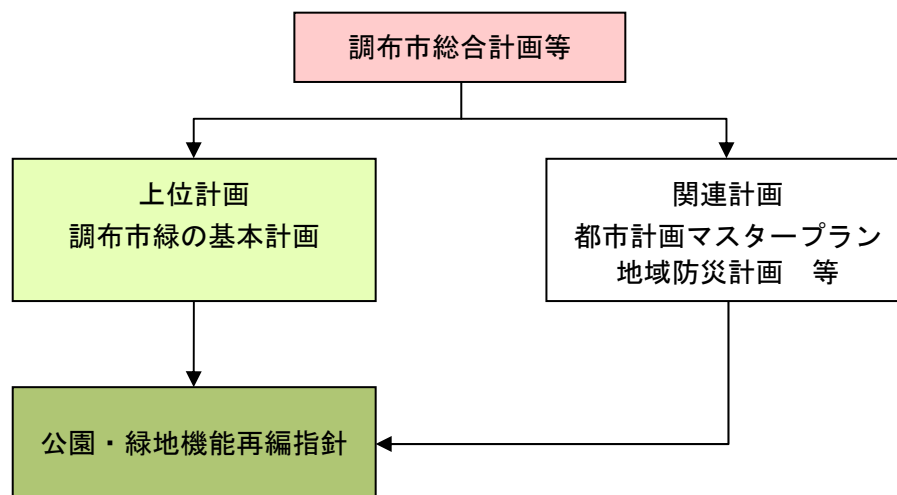


図 1-1 指針の位置づけ

■緑の基本計画（平成 23 年 3 月改定）に定められた公園の配置及び整備方針

■ニーズに対応した公園づくり

- ・「調布市民意識調査報告書（平成 21 年度版）」から推察される市民意向や、既存の公園・緑地の現状等をふまえながら、公園の配置・整備について検討し、公園不足地域の解消を目指します。
- ・市立公園の整備・再整備にあたっては、市民と行政の協働を基本とし、ワークショップ等の手法により市民・社会的ニーズに対応した公園づくりを推進します。

■自然環境に配慮した公園づくり

- ・地域特性や周辺環境に応じて、地域の固有種や既存の樹林を生かした多様な植栽、また生態系に配慮し、身近な生き物とのふれあいの場となる公園づくりを推進します。
- ・公園の落ち葉・せん定枝の堆肥等としての活用や、雨水利用等の環境に優しいリサイクルシステムの導入等について検討します。

■未利用地等の活用

- ・新たな公園用地の候補として、未利用地や農地等の活用を検討します。

■安全・安心の公園づくり

- ・市立公園の整備・再整備にあたっては、一時避難場所として対応できるよう、必要な施設等を備え、防災機能の充実を図ります。
- ・全ての人と一緒に安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した公園の整備・再整備を推進します。

■都市計画公園の整備促進

- ・都施行の神代植物公園については、周辺環境と調和のとれた公園整備を要請します。また、野川公園や武蔵野の森公園等についても、整備の推進を要請します。
- ・市施行の都市計画公園については、公園のあり方の検討も含め、整備の推進に努めます。

■地区計画制度等の活用による公園整備

- ・地区計画により確保された公園の整備を推進します。また、新たに地区計画を策定する際には、地域の特性に応じ、公園の確保に努め、新たな緑の創出を図ります。
- ・市街地開発事業等と連携しながら、公園の確保を推進します。

■既設公園の再整備

- ・既設市立公園については、平成 22 年度以降に順次策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な改修を行っていきます。

※平成 23 年度に策定済み

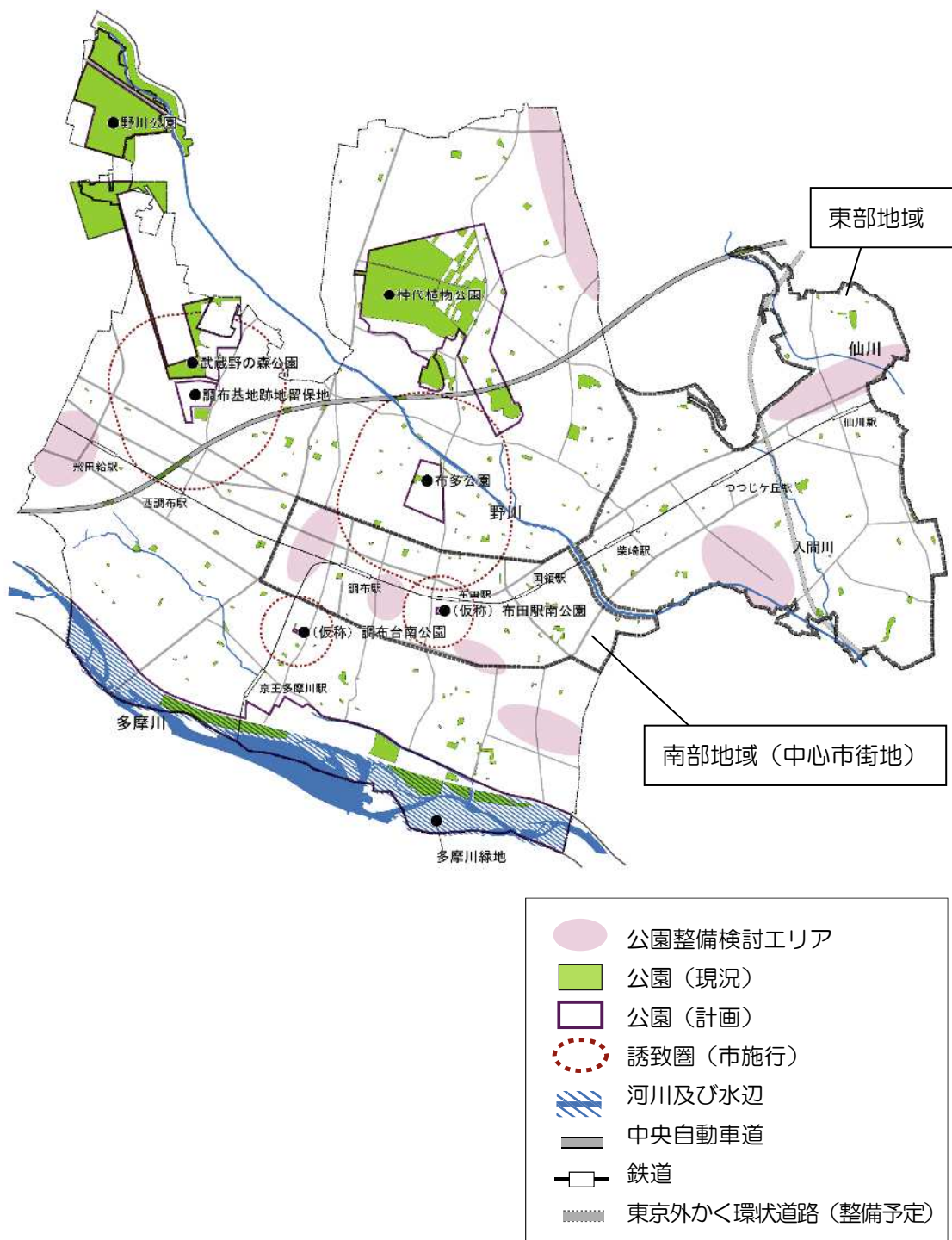


図 1-2 公園の配置及び整備方針

出典：緑の基本計画

1-3 指針の役割

本指針は、公園・緑地の事業の具体化に向けて、計画策定、基本設計等を行う際の考え方の基礎となるものです。

1-4 対象公園・緑地

本指針の対象となる公園・緑地は、公園 99 箇所、児童遊園 97 箇所、仲よし広場 26 箇所、緑地 47 箇所、緑道 18 箇所、崖線 20 箇所の合計 307 箇所（平成 26 年度末の予定数）及び新たに整備する公園・緑地です。対象公園・緑地の一覧は資料編に収録しました。

1-5 指針の見直し時期

本指針の上位計画である緑の基本計画の改定時期（平成 32 年度）を考慮し、概ね平成 33 年度を見直し時期とします。

第2章 調布市の地域特性の整理

2-1 調布市の概況

調布市は東京都多摩地区に位置し、東は世田谷区、北は三鷹市及び小金井市、西は府中市、南は狛江市のほか、多摩川をはさんで稲城市、神奈川県川崎市に接しています。

面積は 21.58km² で、市中央部を東西に走る京王線、国道 20 号を中心とした市街地を形成しています。

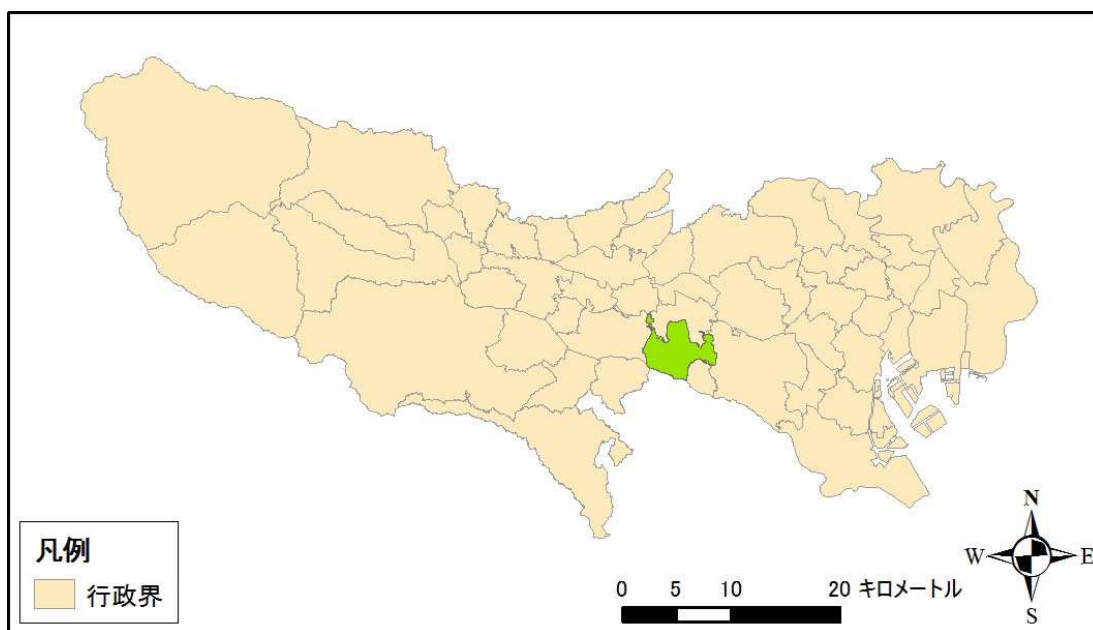


図 2-1 調布市の位置
 国土地理院 基盤地図情報を基に作成

2-2 自然的条件

1) 地形(地質)

調布市は武蔵野台地の南端に位置し、市域の南端を多摩川が、市域中央を野川、市東部を仙川が西から東へ流れています。地形としては、多摩川沿いに発達した河岸段丘地形で、平野部は南側の多摩川沖積面が海拔24mで最も標高が低く、立川段丘面、武蔵野段丘面と北側になるほど標高が高くなり、最高点地点の海拔は56mとなっています。また、段丘面の中の崖は布田崖線、国分寺崖線と呼ばれています。

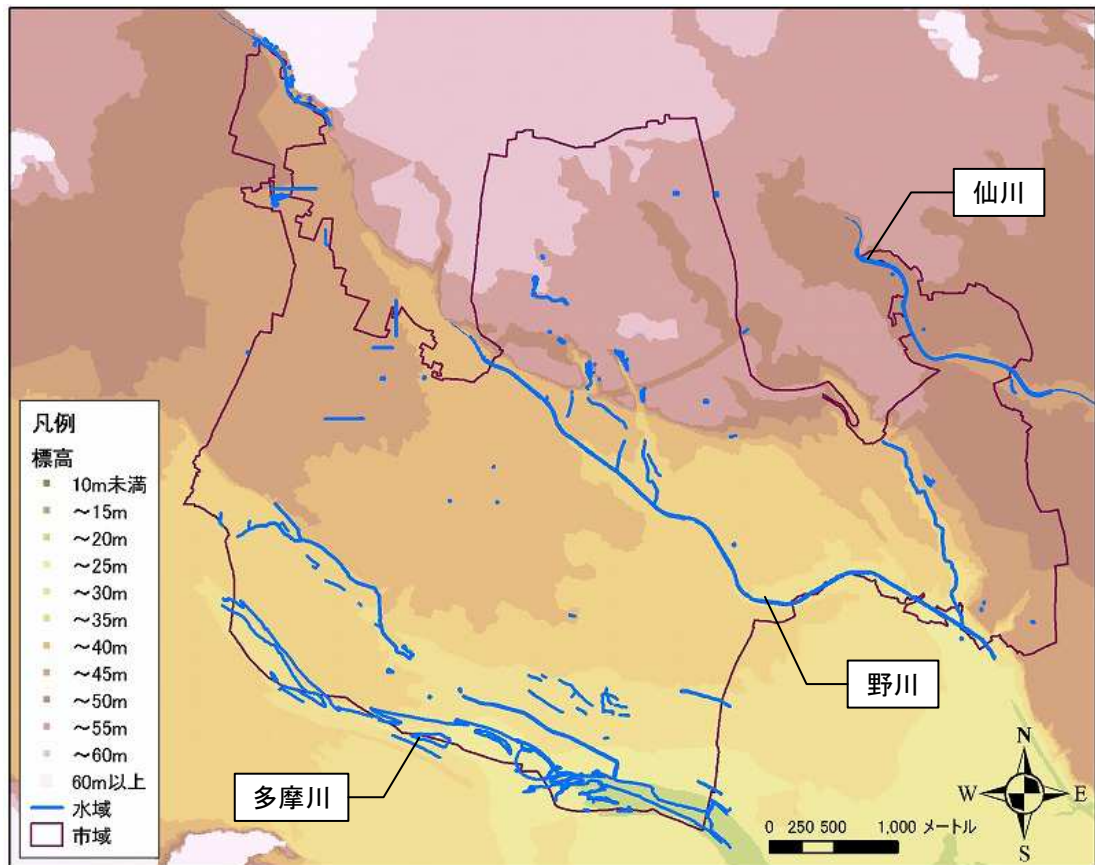


図 2-2 調布市の地形

国土地理院 基盤地図情報を基に作成

2) 緑地の分布

緑地は、公園や仲よし広場等、施設として整備を行う施設緑地と、特別緑地保全地区等、ある一定区域を緑地として指定する地域制緑地があります。調布市の緑地は施設緑地が293.8ha、地域制緑地が268.5haで合計545.5haあり、市域の25.3%を占めています（平成22年度）。

緑地の主な内訳は次頁に示しました。

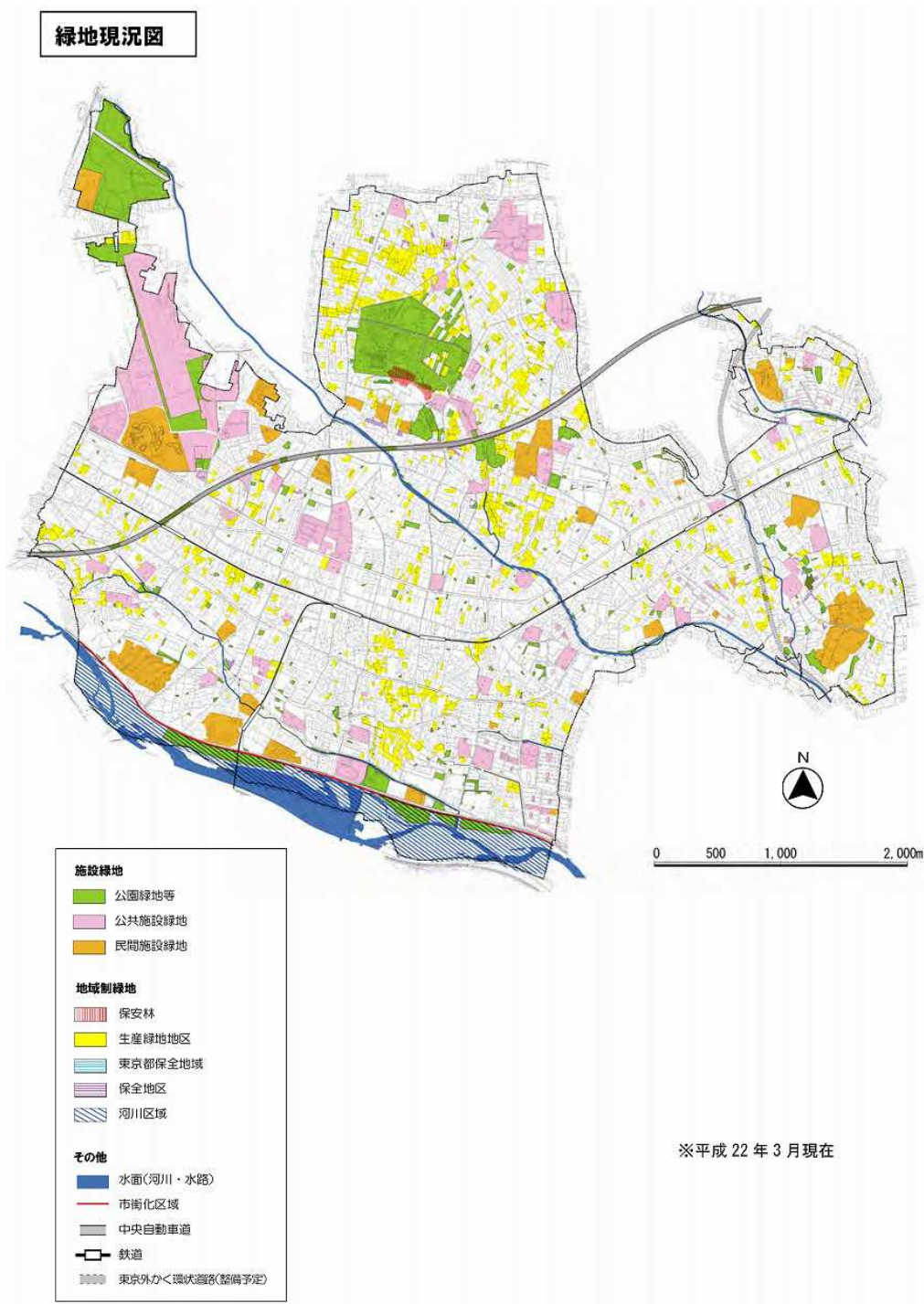


図 2-3 緑地の分布

出典：緑の基本計画

表 2-1 調布市内の緑地（平成 22 年 3 月現在）

| 区分 | | | 箇所数 | 面積 (ha) | |
|---------------|------------------------------|------------------------------|-------|---------|-------|
| 施設緑地 | 公園・緑地等 | 公園 | 街区公園 | 166 | 13.7 |
| | | | 近隣公園 | 2 | 3.3 |
| | | | 地区公園 | 0 | 0.0 |
| | | | 総合公園 | 1 | 0.5 |
| | | | 運動公園 | 2 | 9.7 |
| | | | 特殊公園 | 3 | 48.3 |
| | | | 広域公園 | 2 | 38.8 |
| | | | 仲よし広場 | 36 | 6.8 |
| | 緑地等 | 緑地 | 46 | 7.7 | |
| | | 緑道 | 19 | 2.4 | |
| | | 崖線 | 19 | 4.3 | |
| | | 苗圃 | 1 | 0.0 | |
| | 公共施設緑地 | 公立教育施設, 市民農園, 調布飛行場, IC 植栽帯等 | — | 89.6 | |
| 民間施設緑地 | 私立教育施設, 民間グラウンド・テニスコート・ゴルフ場等 | — | 68.7 | | |
| 小計 | | | | 293.8 | |
| 地域制緑地 | 保安林 | | — | 3.1 | |
| | 生産緑地地区 | | — | 136.5 | |
| | 東京都保全地域 | | — | 1.1 | |
| | 保全地区 | | — | 3.2 | |
| | 河川区域 | | — | 125.0 | |
| | 地域制緑地内の重複 | | — | -0.3 | |
| | 小計 | | | | 268.5 |
| 施設緑地と地域制緑地の重複 | | | | -16.8 | |
| 総計 | | | | 545.5 | |

※合計数値が合わないのは端数処理によるもの
出典：緑の基本計画

表 2-2 公園の種類

| 公園種別 | 概要 |
|------|--|
| 街区公園 | もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。 |
| 近隣公園 | 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所あたり面積 2 ha を標準として配置する。 |
| 地区公園 | 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所あたり面積 4 ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。 |
| 総合公園 | 都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 10~50ha を標準として配置する。 |
| 運動公園 | 都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 15~75ha を標準として配置する。 |
| 特殊公園 | 風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。 |
| 広域公園 | 主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所あたり面積 50ha 以上を標準として配置する。 |

出典：国土交通省 web サイト

2-3 社会的条件

1) 人口

調布市の人口は平成26年10月時点では男性が110,196人、女性が114,087人で合計224,283人となっています。また、年齢別にみると年少人口(0~14歳)が28,273人(12.6%)、生産年齢人口(15~64歳以下)が149,310人(66.6%)、老年人口(65歳以上)が46,700人(20.8%)となっています。

調布市では人口が増加傾向にあり、将来人口の推計(平成26年3月推計)では15年後の、平成41年度の総人口は229,645人に増加すると見込まれていますが、年齢別にみると年少人口が27,111人(11.8%)、生産年齢人口が146,637人(63.9%)に減少し、老年人口が55,897人(24.3%)に増加すると見込まれています。

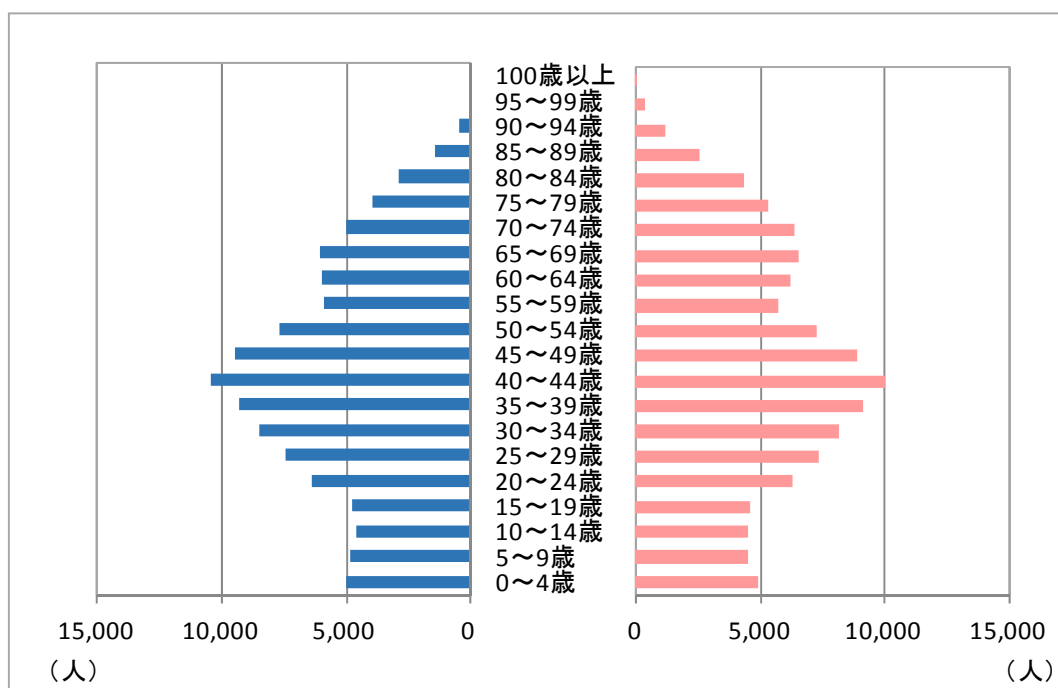


図2-4 平成26年10月の年齢階層別人口 (左：男性 右：女性)

出典：住民基本台帳

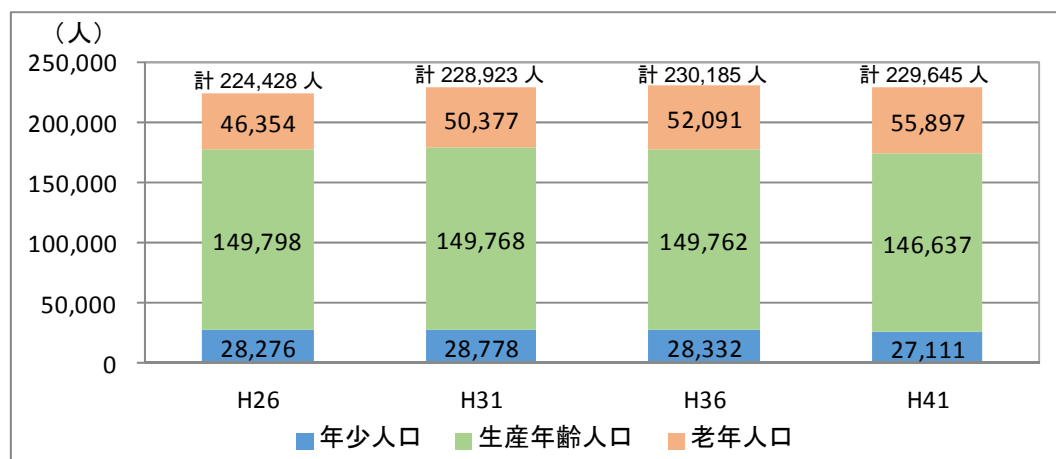


図2-5 将来推計人口の推移

出典：調布市の将来人口推計(平成26年3月推計)

町丁ごとの年齢別人口分布をみると、ほとんどの町丁において、15歳～64歳以下の年齢層が最も多くなっています。15歳未満の年齢層では京王線、国道20号沿線で比較的人口が少なく、65歳以上の年齢層では都営住宅のある町丁等で比較的人口が多くなっています。また、野水、西町付近では他の町丁と異なった傾向を示していますが、これは区域のほとんどが都立公園等であり、人口が非常に少ないことによるものです。

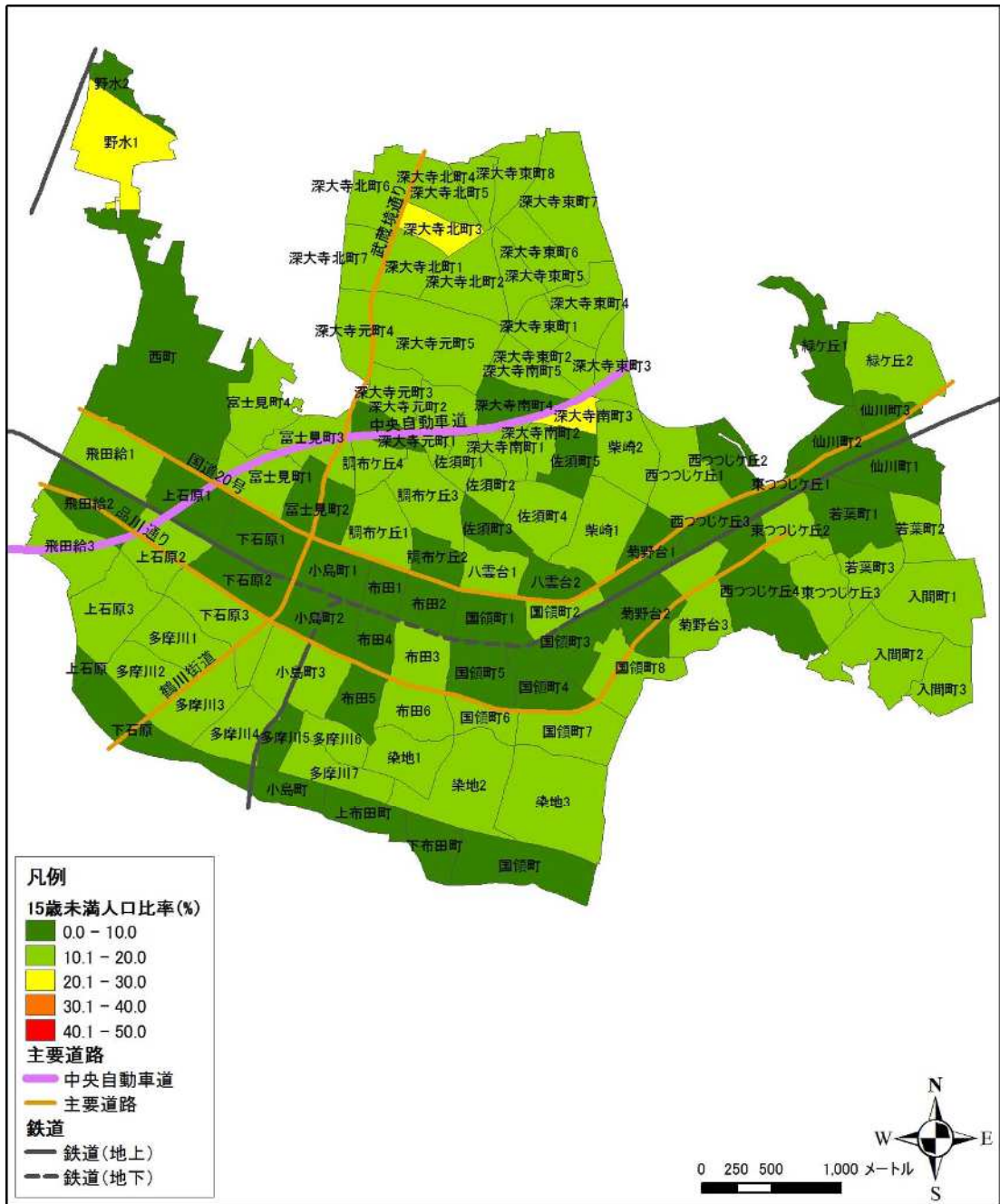


図 2-6 15歳未満の人口分布

出典：平成22年度国勢調査

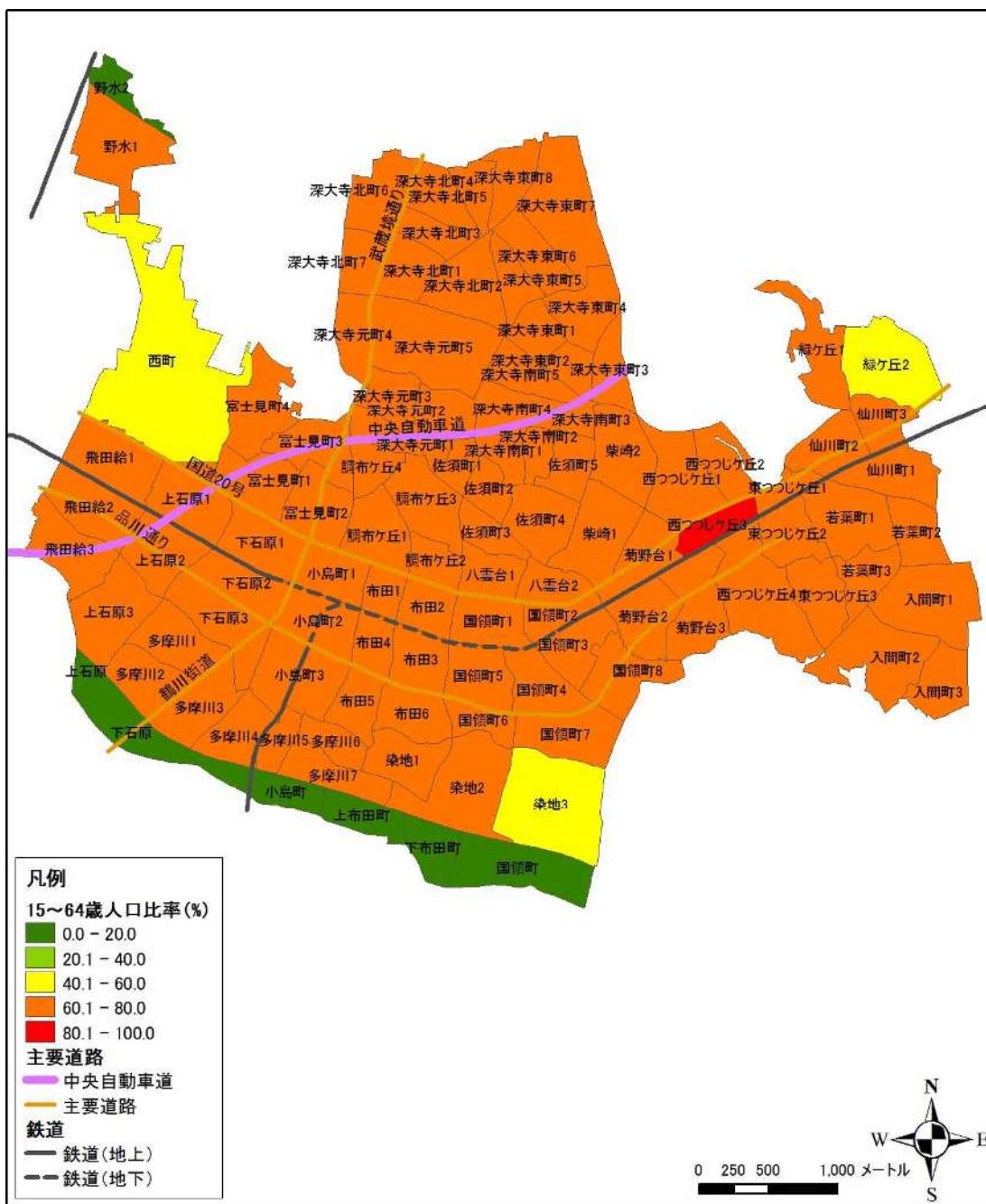


図 2-7 15 歳～64 歳以下の人口分布

出典：平成 22 年度国勢調査

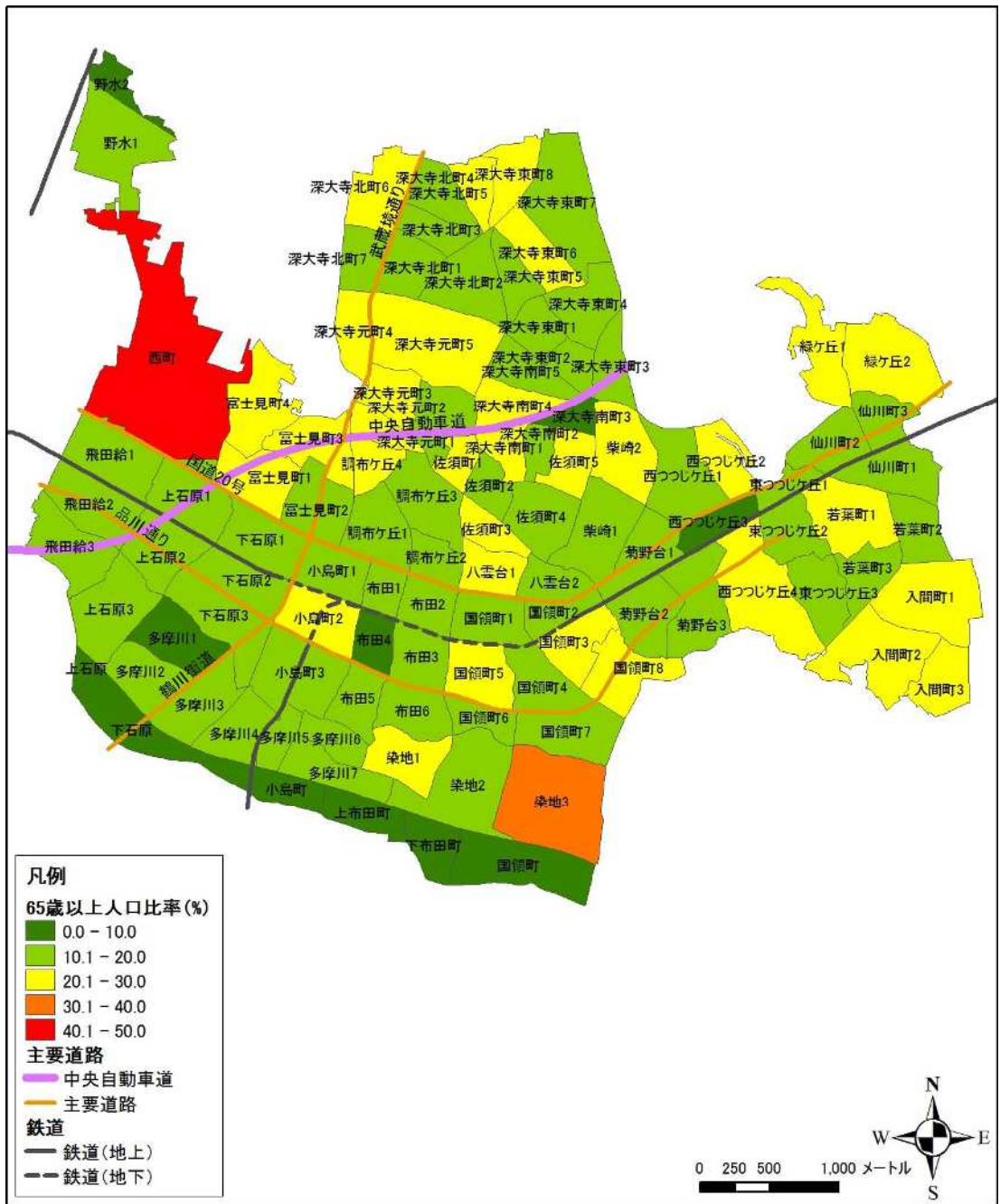


図 2-8 65 歳以上の人口分布

出典：平成 22 年度国勢調査

2) 土地利用

平成24年度の土地利用をみると、公園・運動場等や多摩川河川敷を含む「宅地以外」の土地利用が市域の51%と最も多くなっています。また、次に多いのは「住宅系」で市域の32%を占めています。

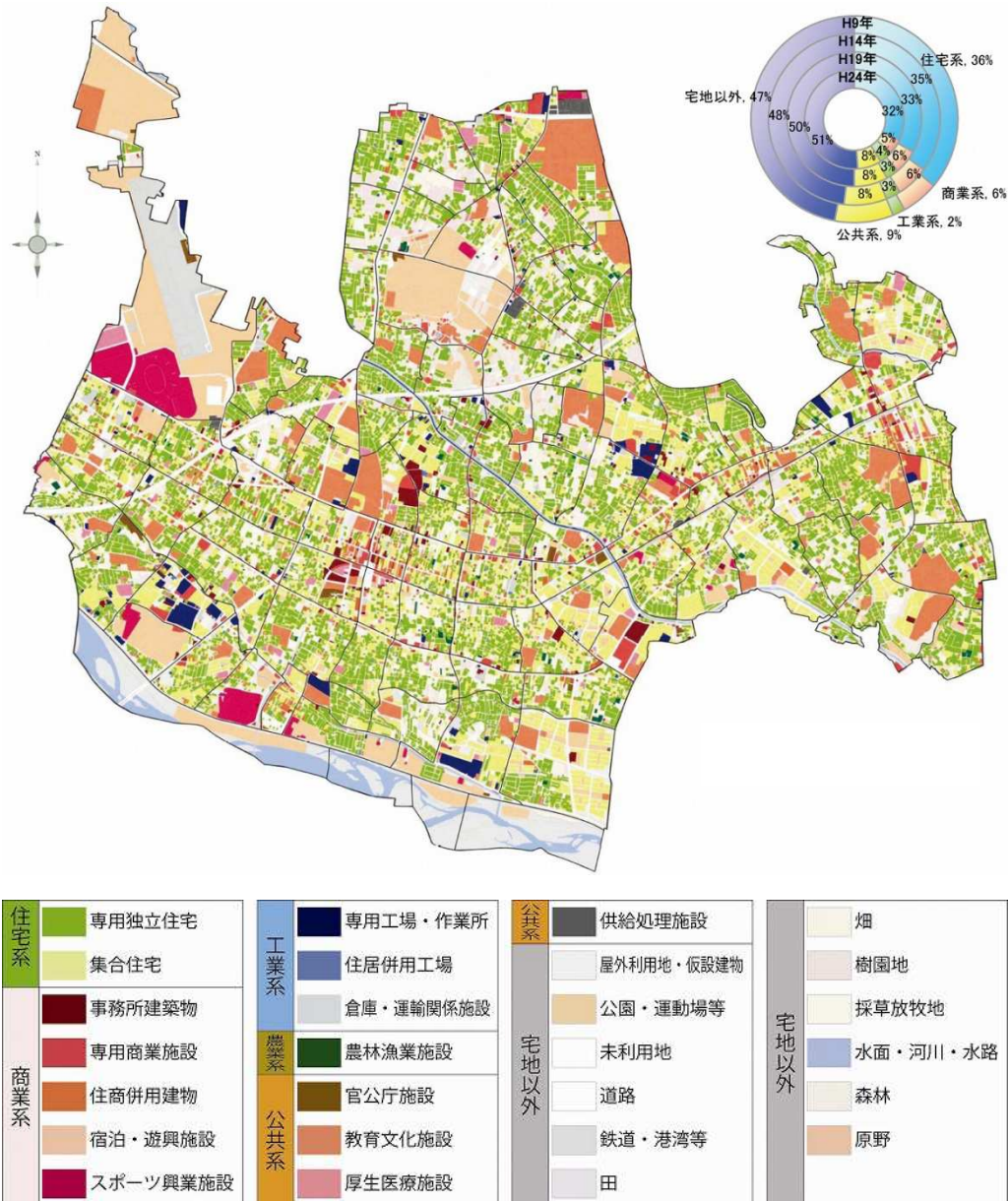


図 2-9 土地利用の現況

出典：調布市まちづくりデータブック 2013

3) 交通

調布市の交通は東西方向に発達していて、道路は国道 20 号、品川通り、鉄道は京王線が主要な交通ルートとなっています。また、連続立体交差事業により調布駅付近の京王線が平成 24 年度に地下化されています。なお、都市計画道路は、平成 25 年度末の時点で計画 31 路線のうち 23 路線が整備済みまたは事業中となっています。

一方、南北方向には鶴川街道、武蔵境通り等の整備が進められています。

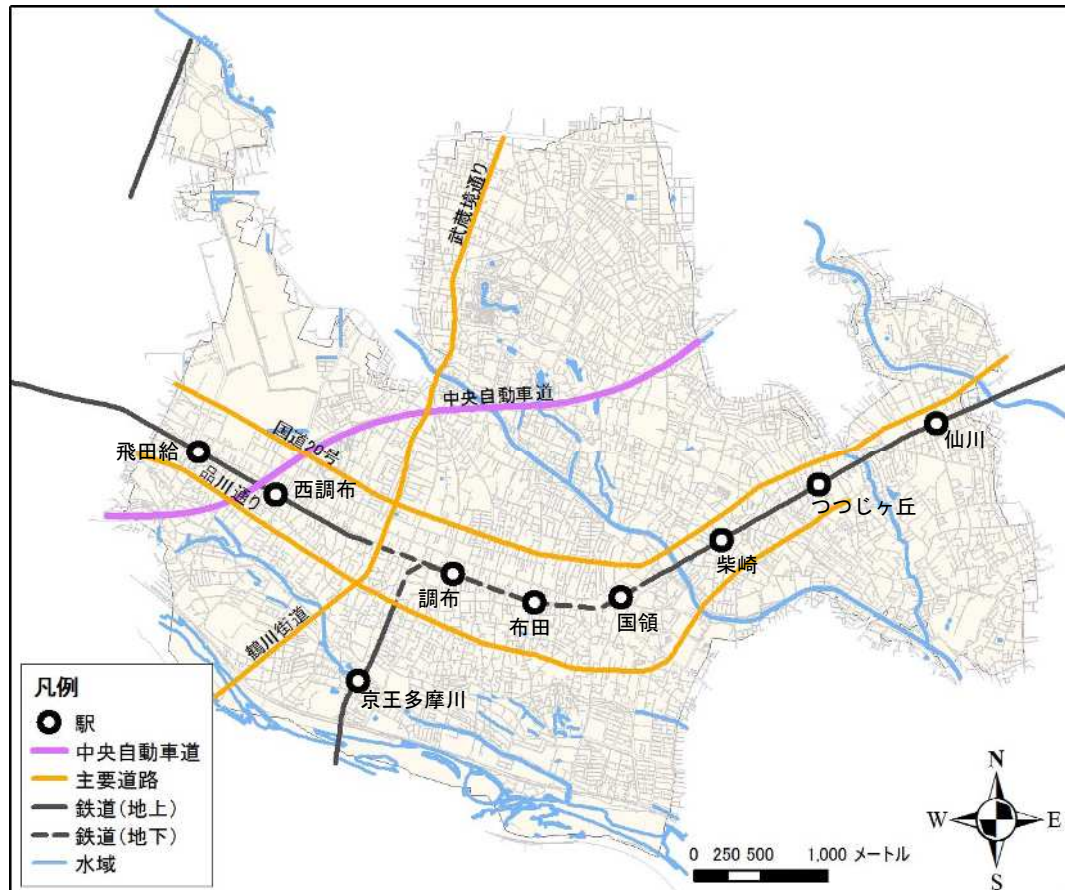


図 2-10 道路及び鉄道